

「安全な農畜水産物の安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究推進計画」
別紙の更新（案）に寄せられた御意見とそれに対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>全体に関するご意見（1件）</p> <p>○ 食品安全、動物衛生、植物防疫等の分野などのリスク管理の観点からは、食中毒の発生や動物疾病、植物病虫害の国内侵入等の未然防止のために先手を打った研究（リスク管理型の研究）観点での新たな知見を得るための研究を行い研究結果を国民向けに公表する、とのことですので方向性としては了解します。</p> <p>別表の範囲について研究結果のご推進と研究結果の公表を期待しております。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>研究結果については、研究が終了した後に、当省ホームページで公表しております。</p> <p>https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/regulatory_science/shuryo_list.html</p>
<p>カドミウムに関するご意見（36件）</p> <p>○ カドミウムの被害を聞いたことが無いので、研究の必要性がないのではないかと。（同趣旨の御意見が他に2件）</p> <p>○ カドミウム低吸収品種の開発は対症療法的なものであり、土壌中のカドミウム濃度の低減対策を行わなければ、根本的な解決にはならないのではないかと。（同趣旨の御意見が他に8件）</p> <p>○ カドミウム汚染の責任は排出した者が負うべきではないかと。</p> <p>○ カドミウムが環境中に排出されない対策をすべき。</p> <p>○ カドミウムの吸収を低減するコメの品種改良について、放射線育種により行うべきではないかと。（同趣旨の御意見が他に2件）</p> <p>○ ほかの知見（カドミウムがほとんど検出されない稲、有機堆肥の利用、カドミウム高吸収の非食用作物との混植、輪作）を取</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>カドミウムは、自然界に存在するもの、または産業活動の結果として環境中に排出されたものが、動植物が育つ過程で土や水などから取り込まれ、農畜水産物などの食品に含まれることがあり、食品を通じてヒトの健康に悪影響を及ぼす可能性があるため、指針等を策定し、農産物中のカドミウム低減のための取組を進めています。令和6年6月には、「コメ中のカドミウム及びヒ素低減のための実施指針」を策定し、主要な対策として、①カドミウム低吸収性品種の導入、②湛水管理、③客土、④pH調整の4つを示し、地域の実態に応じて対策を推進することとしています。カドミウム低吸収性イネは、湛水管理のような手間や客土のようなコストがかからないため、カドミウム対策として効率的な手段ですが、導入については地域の実態に応じ</p>

<p>り入れてほしい。(同趣旨の御意見が他に8件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カドミウムが含まれる下水汚泥肥料を使用すべきではない。(同趣旨の御意見が他に3件) ○ 環境省などの関係省庁と連携して対策に取り組むべき。(同趣旨の御意見が他に3件) ○ カドミウム低吸収性稲の利用拡大のための研究は即刻、やめるべきである。 ○ 消費者としては、カドミウム低吸収品種の開発過程における放射線照射の有無やその影響について十分な情報が提供されていないと感じる。詳細な安全性データや研究結果の公開を通じて、消費者の理解と信頼を深める努力が必要。 	<p>て判断していただくこととしています。</p> <p>また、カドミウムは自然界に広く存在しており、汚泥肥料に含まれていることもあるため、含有が許されるカドミウムの最大量等の規格を定めており、当該規格に適合したもののみを登録し、流通を認めています。研究開発を進めるうえでの手法についてのご意見については、研究を実施する際の参考にさせていただきます。</p> <p>カドミウムの対策については、今後も、関係省庁と連携して取り組んでまいります。また、研究の内容・成果については、研究概要・最新の実績報告書を当省ホームページに掲載しています。引き続き分かりやすい情報発信に努めてまいります。</p> <p>https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/regulatory_science/kadai_jisshi.html</p>
<p><u>ヒ素に関するご意見 (11件)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ヒ素の被害を聞いたことが無いので、研究の必要性がないのではないか。(同趣旨の御意見が他に2件) ○ ヒ素の吸収を低減するコメの品種改良について、放射線育種により行うべきではない。(同趣旨の御意見が他に1件) ○ ほかの知見(有機栽培)を取り入れてほしい。(同趣旨の御意見が他に1件) ○ メタンガスの排出量は日本全体から考えるとごく僅かであると思料出来るため、メタンガスをより多く排出する業種等と同ガスの排出量低減を求めたほうが、世界に対する貢献度も高くなるのではないか。 ○ ヒ素が環境中に排出されない対策をすべき。 ○ 環境省などの関係省庁と連携して対策に取り組むべき。(同趣旨の御意見が他に1 	<p>ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>ヒ素は、環境中に広く存在しており、特に我が国の土壌は、地質的な要因により自然由来のヒ素濃度が比較的高いとされています。水稲は湛水条件下で栽培されるためにヒ素を吸収しやすいことに加え、コメは主食であり消費量が多いことから、平成26年～29年度の厚生労働科学研究によると、我が国における食品を経由した無機ヒ素摂取の約7割がコメ由来となっています。したがって、国民の無機ヒ素のばく露を減らすためには、コメ中の無機ヒ素を低減することが重要と考えています。</p> <p>いただいた品種改良、ほかの知見に関するご意見は、研究開発を進めるうえでの手法についてご意見をいただいたものと考えております。開発手法については適切な手法を用い</p>

<p>件)</p>	<p>てまいります。</p> <p>ヒ素対策は、関係府省庁と連携して取り組んでまいります。</p>
<p>農薬として使用された履歴のある残留性有機汚染物質に関するご意見（1件）</p> <p>○ グリホサートを構成する要素である可能性があるアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩又はカリウム塩を含めるべき。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>本研究課題は、過去に使用された農薬が土壌に長期間（10年以上）残留したことにより、生産した農産物から残留農薬として検出されるようなケースについて記載したものです。</p> <p>ご指摘の各塩類のグリホサートを含む、現在使用されている全ての農薬について、その安全を確保するために土壌への残留性を含む科学的知見に基づく評価を行っており、問題がないことが確認された農薬のみ、定められた方法での使用を認めているため、長期残留性のリスクは低いと考えております。</p> <p>さらに、現在、農林水産省では、関係府省庁と連携し、グリホサートを含む全ての農薬を対象とした、人や環境に対する安全性についての最新の科学的知見に基づく再評価を進めており、農薬の安全性のより一層の向上を図っているところです。</p>
<p>3-MCPD 等に関するご意見（1件）</p> <p>○ 3-MPCDE 等に関する記述について、「発がん性があると報告されている」の部分が表現として、確定情報であるかのように受け取られる可能性があり、修正が必要ではないかと考えます。先般改訂されました「低減のための手引き」の問いの表現を引用し修正案を作成しましたので、ご検討ください。</p> <p>【元の文章】動物試験の結果、3-MCPD 脂肪酸エステル類が体内で分解されて3-MCPD が生じ、3-MCPD には腎臓や雄の生殖器官</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>国際的なリスク評価機関である JECFA が2016年にグリシドール脂肪酸エステル類のリスク評価を行い、グリシドール脂肪酸エステル類が体内で分解されて生じるグリシドールの毒性に関して、動物試験の結果、遺伝毒性発がん性があると報告しました。</p> <p>※ 参考文献</p> <p>JECFA, 2018 Safety Evaluation of certain contaminants in food (WHO Food Additives Series 74)</p> <p>このため、公表した案のとおりとさせてい</p>

<p>への毒性があること、グリシドール脂肪酸エステル類が体内で分解されてグリシドールが生じ、グリシドールには遺伝毒性発がん性があることが報告されている。</p> <p>【修正案】動物試験では、3-MCPD 脂肪酸エステル類やグリシドール脂肪酸エステル類は体内で分解されて、それぞれ 3-MCPD とグリシドールを生じると報告されている。動物試験の結果、3-MCPD には腎臓や雄の生殖器官への毒性があること、グリシドールには遺伝毒性発がん性を否定できないことが報告されている</p>	<p>たきます。</p>
<p>PFAS に関するご意見 (31 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ PFAS についても人体へのリスクが払拭できないため研究をやめてほしい。 ○ PFAS の研究内容や進捗情報、リスク評価の結果などを公開するべき。 ○ PFAS が含まれる下水汚泥肥料を使用すべきではない。(同趣旨の御意見が他に 7 件) ○ PFAS が含まれる堆肥を使用するべきではない。 ○ 環境省などの関係省庁と連携して対策に取り組むべき。(同趣旨の御意見が他に 2 件) ○ PFAS が環境中に排出されない対策をすべき。(同趣旨の御意見が他に 1 件) ○ 土壌の浄化技術の確立が必要ではないのか。(同趣旨の御意見が他に 1 件) ○ 排出源対策については言及がなく、移行しにくい技術開発だけが記載されており、対策として不十分ではないか。(同趣旨の御意見が他に 3 件) ○ PFAS の汚染源を突き止めるべき。(同趣 	<p>ご意見をいただきありがとうございます。農林水産省では、令和 4 年度より、農業環境から農産物への PFAS の移行、蓄積等に関する研究を進めているところです。</p> <p>PFAS の対策は、内容が多岐にわたることから、関係府省庁と連携して取り組んでいくことが重要と考えております。いただいたご意見は、関係府省庁へ共有させていただきます。引き続き、PFAS に係る情報の収集、知見の蓄積を進めてまいります。</p> <p>なお、食品中の PFAS に関する情報は、当省ホームページにて随時お知らせしています。農林水産省の取組の一環として、現在実施中の研究の概要及び最新の実績報告書も掲載しております。</p> <p>https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/PFAS/index.html</p>

<p>旨の御意見が他に3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水道水の基準をより厳しくしてほしい。 ○ さまざまな製品からの流出や、農薬に含まれるPFASの規制をしてほしい。(同趣旨の御意見が他に3件) 	
<p>有害化学物質の摂取量推定に関するご意見 (1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 香害で苦しんでいる人たちの中には、食品に混入した日用品の香料を感知し体調を崩したという報告をする人もいるので、食品中の有害化学物質の汚染実態として日用品の徐放技術などによる汚染も調査すべき。 	<p>ご意見をいただきありがとうございます。今後の研究を実施する際の参考にさせていただきます。</p>
<p>代替たんぱく質に関するご意見 (25件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 代替たんぱく質としての昆虫食や代替肉を推進することに反対。(同趣旨の御意見が他に6件) ○ 昆虫食等の代替たんぱく質の推進ではなく、ほかの対策(食料自給率向上の施策、農家の支援、耕作放棄地、就農支援、廃棄食材の利用)をするべき。(同趣旨の御意見が他に11件) ○ 「ヒトが喫食することが想定されている昆虫のうち、今後、市場規模が拡大すると考えられる昆虫種(例えば、コオロギ等)」という記述は、政府が昆虫食を推奨していると感じる。 ○ 昆虫食を忌避する人が一定数いるため、食品表示に明確に記載するべき。 ○ 昆虫を養殖の餌にするべきではない。もしも餌に昆虫を使う場合には、消費者が分かるように記載するべき。 ○ コオロギを代替タンパク質とする計画は絶対に止めてほしい。 	<p>ご意見をいただきありがとうございます。持続可能な食料供給、特にたんぱく質源の需要の増大が見込まれる中、世界的に代替たんぱく質源の一つとして食用昆虫が注目されておりますが、資源の利活用の前提として安全性の確保が重要です。</p> <p>このため、エサや資材などの飼育環境から昆虫に移行するおそれのある危害要因を特定するとともに、リスク低減のための技術を開発する研究を行っているところです。これらの研究結果は、関係府省庁、事業者、消費者への情報提供に活用してまいります。</p> <p>食品表示に関するご意見については、食品表示を担当している消費者庁に共有させていただきます。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 食経験のないコオロギを研究対象とするべきではない。 ○ 代替たんぱく質としての昆虫食や培養肉の研究・推進について、現時点での社会的受容性や倫理的側面を十分に考慮した上で進めるべき。 	
<p>ランピースキン病、鳥インフルエンザ等に関するご意見（1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アニマルウェルフェアに配慮し、エサの粗悪さを見直すべき。自然に飼うことも視野に入れてほしい。 	<p>ご意見をいただきありがとうございます。今後の研究を実施する際の参考にさせていただきます。</p>
<p>人獣共通感染症に関するご意見（3件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 野生動物から人間へ感染する感染症による甚大な被害は見られず、対策をする必要がない。 ○ 人畜共通感染症の監視と対策は重要だが、現時点での具体的なリスク評価や対策案が不明瞭であるため、詳細な情報提供と議論が必要。 ○ 人畜共通感染症は昔からありますが、レプリコンワクチン等で今まで無かった人畜共通感染症が発生する可能性がある。 	<p>ご意見をいただきありがとうございます。人獣共通感染症を引き起こす病原体は、世界で200種類以上が報告されており、新たな人獣共通感染症の発生に備える必要があると考えております。そのため、家畜における浸潤状況やヒトへの感染リスクが不明で、かつそのリスクの事前評価やリスク低減策の構築が必要と考えられる病原体について、研究を実施しているところです。</p>
<p>蜜蜂の減少に関するご意見（1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 蜜蜂の減少は、ネオニコチノイド系農薬の大量使用の原因説が有力であるという仮説を立て原因究明をすべき。ただし、既にそのような研究をしているような段階ではないので、ネオニコチノイド系農薬の使用を禁止する地域と、そうでない対照区をつくり、実地で観察研究を行うか、「予防原則」に立って速やかに当該農薬の使用禁止措置をとるべき。 	<p>ご意見をいただきありがとうございます。蜜蜂の減少については、気候変動、ダニや寄生虫、ストレスとともに、農薬も原因の1つと考えられています。農薬の蜜蜂への影響については、これまでも評価を行っており、蜜蜂に被害を及ぼすおそれのある農薬には「蜜蜂の巣箱及びその周辺にかからないようにすること」等の使用上の注意事項を付しています。</p> <p>また、農薬の使用現場においても、</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬使用者と養蜂家間の情報共有 ・養蜂家による巣箱の退避 ・農薬使用者による農薬の使用の工夫等の対策について指導することで、蜜蜂への被害防止に一定の効果が見られております。また、現在、全ての農薬を対象とした最新の科学的知見に基づく農薬の再評価を進めているところです。
<p>雑草に関するご意見（1件）</p> <p>○ 輸入飼料の中に、あえて繁殖増殖力の強い雑草種子が入れている可能性がある。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。根拠となる具体的な情報がありましたら、お知らせください。</p>
<p>薬剤耐性対策に関するご意見（2件）</p> <p>○ 抗菌剤の多用は耐性菌の発生を促進し、人間の健康に重大な影響を及ぼす可能性があります。使用に関する研究や規制は、科学的根拠に基づき、慎重かつ厳格に行われるべき。</p> <p>○ 抗菌剤は使われすぎなので使用の規制を進めるべき。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。抗菌剤は、家畜等の健康を守り、疾病治療に使用される資材であり、安定した農畜水産物の生産に重要です。一方で、抗菌剤の使い過ぎや不適切な使用は薬剤耐性菌の増加につながり、人や家畜等の細菌感染症の治療を困難にする可能性が指摘されています。このため、人、動物、環境などの関連する分野が一体となって取り組むワンヘルスアプローチの考えのもと、薬剤耐性対策を進めています。例えば、抗菌剤の使用機会の低減につながるワクチンの開発や、抗菌剤の適切な使用につながる研究等を実施しているところです。</p>
<p>生産資材に関するご意見（3件）</p> <p>○ 化学的な農薬、除草剤等の使用規制が必要。特に、ネオニコチノイド系薬剤等は使用禁止すべき。</p> <p>○ 農薬や化学肥料を禁止すべき。</p> <p>○ 土壌くん蒸剤のうちクロルピクリン剤について使用を禁止すべき。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。農薬は、その安全を確保するため、関係府省庁で連携して、科学的知見に基づく評価を行ったうえで、問題がないと確認された農薬のみ、登録・残留基準値の設定を行い、定められた方法での使用を認めています。さらに、現在、農林水産省では、関係府省</p>

	<p>庁と連携し、全ての農薬を対象とした、人や環境に対する安全性についての最新の科学的知見に基づく再評価を進めており、農薬の安全性のより一層の向上を図っているところです。</p> <p>また、肥料についても、人や環境に対する安全性に係る規格を定めており、当該規格に適合するもののみ流通を認めています。今後とも、より安全な農薬や肥料の使用に向けた措置を講じてまいります。</p>
<p><u>その他のご意見（2件）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農薬、殺虫剤、いずれも生物多様性に相反するものをなぜ好んで使うのか？ 本来、お互いが相互関係・相反関係になるため、有害な害虫、雑草が増えにくくする方法はある。薬剤のための研究に予算を割くことはやめるべきである。 ○ 農薬を使いすぎるとどんどん土が農業に適さなくなる。どうすれば大地にも私たち人間にも安心安全な生活がしていけるかという研究をもっとお金をかけてやって欲しい。 	<p>ご意見をいただきありがとうございます。今後の研究を実施する際の参考にさせていただきます。</p>
<p><u>レギュラトリーサイエンス研究推進計画に関するご意見（11件）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 意味の解りにくいカタカナタイトルではなく日本語で題名をつけるべき。 ○ レギュラトリーサイエンスの意味を明らかにするべき。（同趣旨の御意見が他に4件） ○ 安全な農畜水産物を供給するためには、まず米などの既存の食料の増産を計画することの方が先であり、新しいことに取り組むのは、その後で問題ないのではないか。 ○ 現行版には、令和3年4月26日通知で 	<p>ご意見をいただきありがとうございます。レギュラトリーサイエンス（Regulatory Science）は、本計画において「科学的知見と規制などの行政施策、措置との間を橋渡しする科学」と定義しております。欧米では行政の不可欠な要素と考えられており、日本では医薬品分野から活用が始まり、我が国の公文書では平成2年版厚生白書から使用されるようになったと承知しています。</p> <p>「レギュラトリーサイエンス」の適切な日</p>

<p>都道府県知事及び所管国立研究開発法人理事長宛に計画を出しているが、厚労省、消費者庁、環境省宛の通知はない。研究推進に当り他官庁への計画紹介や協力要請をしているのか。また、国立大学法人などにも紹介や協力要請をしているのか。</p> <p>○ 本研究の推進には反対。(同趣旨の御意見が他に2件)</p>	<p>本語（漢語や和語）への言い換えが見当たらないため、説明を付けて使用しているものです。詳しくは、こちらをご参照ください。 https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/regulatory_science/rs_keikaku.html</p> <p>農林水産省は、科学的な根拠に基づいて行政施策・措置を決定するため、食品安全、動物衛生及び植物防疫等の各分野でレギュラトリーサイエンスを推進しており、平成22年に「レギュラトリーサイエンス研究推進計画」を策定し必要な改正を行ってきました。</p> <p>現行版（令和3年4月26日付け通知）の計画を策定した際は、厚生労働省、消費者庁、環境省、食品安全委員会に対して、お知らせをしています。現在行っている研究についても、必要に応じて関係省庁と協力しながら研究を推進しているところです。また、国立大学法人を始めとした大学に対しては、本事業についての紹介を行い、協力を要請しています。現在行っている研究についても、国立大学法人が実施機関となっている課題があるところです。現在行っている研究については、こちらからもご覧いただけます。 https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/regulatory_science/rs_seika.html</p>
--	---

※同一人が複数の御意見を提出している場合があるため、また、御意見を内容別にまとめているため、合計件数と一致しません。上記のほか、本改正案に直接関係しない御意見が10件ありました。